

行政行為の成立・発効

(百選「I-59」～「I-62」)

問題 001

給油業者がした消防法11条1項の規定に基づく給油取扱所変更許可申請につき、その元売り業者らに対し許可書の写しが交付された場合において、当該許可書の写しの交付は、給油取扱所の変更の枠を確保することを目的としてあたかも許可処分があったかのような状況を作成するためにされたものにすぎず、この交付をもって、給油業者に対する許可処分の外部的意思表示がされたものともみることとはできない。

001 解答：妥当である。(I-59)

問題 002

給油業者がした消防法11条1項の規定に基づく給油取扱所変更許可申請につき、その元売り業者らに対し許可書の写しが交付された場合において、当該許可書の写しの交付をもって、行政処分として成立しているものと解するを相当とする。

002 解答：誤り

行政処分として未だ成立していないといわざるをえないとした。(I-59)

問題 003

所在が不明な公務員に対する懲戒処分について、所在不明の県職員に対する懲戒免職処分の内容が、当該県の公報に掲載されたことをもって直ちに当該処分が効力を生ずると解することはできない。

003 解答：妥当である。(I - 6 0)

問題 004

県職員が自らの意思により出奔して無断欠勤を続けたものであって、従前から所在不明となった職員に対する懲戒免職処分の手続きについて「辞令及び処分説明書を家族に送達すると共に、処分の内容を公報及び新聞紙上に公示すること」により行われることを十分に了知し得たものであるから、右の方法によってされた本件懲戒免職処分は効力を生じたものというべきである。

004 解答：妥当である。(I - 6 0)

問題 005

医薬品の承認は、医薬品の有効性、安全性を公認する行政庁の行為であり、申請者に対する行政処分の性質を有するものということとはできない。

005 解答：誤り

申請者に対する行政処分の性質を有するものということができるとした。(I - 6 1)

問題 006

医薬品の承認の効力は、特別の定めがない限り、当該承認が申請者に到達した時、すなわち申請者が現実にこれを了知し又は了知し得べき状態におかれた時に発生すると解するのが相当である。

006 解答：妥当である。(I - 6 1)

問題 007

医薬品の承認の効力が生じた日は、当該処分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることができなかった期間には含まれず、右期間の終期は、当該承認の日の前日となる。

007 解答：誤り

当該期間の終期は、承認が申請者に到達した日の前日となるとした。(I - 6 1)

問題 008

行政処分は、原則として、それが相手方に告知(到達)された時にその効力を発生するものと解すべきである。

008 解答：妥当である。(I - 6 2)

問題 009

旧税理士法は、税理士に対する懲戒処分の効力の発生時期を、当該処分の争訟等が終了して確定した時としているものと解するのが相当である。

009 解答：妥当である。ただし、現在の税理士法では、原則通り告知(到達)された時に効力が発生するものと考えられている。(I - 6 2)

問題 010

行政処分の効力発生時期について、法律が特別の定めをしている場合には、その定めに従うべきであり、この法律が特別の定めをしている場合とは、法律が直接明文の規定をしている場合に限られる。

010 解答：誤り

法律が直接明文の規定をしている場合に限らず、当該法律全体の趣旨から特別の定めをしていると解せられる場合を含むものと判示した。(I - 62)